

ひょうご神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、ひょうご神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、行政・大学・経済団体等の関係機関が一体となって、兵庫・神戸に起業家を生み育てる環境を整備し、スタートアップ・エコシステムの構築・拠点都市形成をめざすことを目的に設立する。

(活動)

第3条 コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) スタートアップ・エコシステム構築に向けた取組に関する事
- (2) スタートアップ・エコシステム拠点都市形成に向けた活動に関する事
- (3) 支援施策の情報集約・共有並びに国内外への発信に関する事
- (4) その他、起業家の育成・支援に関する事

(組織)

第4条 コンソーシアムは「構成員」および「協力会員」で組織する。

(1) 構成員

本コンソーシアムの目的および活動に賛同して入会し、本コンソーシアムの方針・運営に携わる行政機関、経済団体、学術研究機関、企業およびその他の団体・個人

(2) 協力会員

本コンソーシアムの目的および活動に賛同して入会し、必要に応じて本コンソーシアムの活動や取り組みに協力する意思のある企業およびその他の団体

(会議)

第5条 コンソーシアムの会議(以下「会議」という。)に議長を置き、神戸商工会議所 会頭をもって充てる。

- 2 議長は会議を招集し、統括する。

(事務局)

第6条 コンソーシアムの事務局は、兵庫県産業労働部と神戸市医療・新産業本部が共同で設置する。

(入会及び退会)

第7条 コンソーシアムに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を議長あてに提出し、承認を受けなければならない。

- 2 構成員および協力会員が退会を希望するときは、別に定める退会届を事務局に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、議長が構成員と協議の上、定める。

附則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

附則

この要綱は令和3年10月1日から施行する。